

# 天川村オーベルジュ基本計画書作成業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

奈良県では、地域の食と農を生かしたオーベルジュネットワーク化の推進に取り組んでおり、「なら食と農の魅力創造国際大学校」と連携して、南部・東部地域におけるオーベルジュ整備に対して支援を行い、一体的な地域の活性化を検討している。

天川村で栽培された農作物の評価は非常に高いが、そのほとんどが村民の間での消費に留まっており、観光客が口にできる機会は少ない。その背景には、農作物の供給を必要とする事業や施設が少なく、大量に生産してもそれらの消費が不可能なため、趣味を兼ねて、各家庭で必要な量のみを生産する農家が大部分を占めている傾向がある。そのため、農作物の供給を必要とするオーベルジュの建設は、農家の生産意欲を高めるとともに、天川村農業の活性化に繋がると考える。また、天川村の農家と直接契約し、農作物を供給できるラインを形成することにより、観光客に天川村の農作物を安定して提供できる場の形成を図る。加えて、オーベルジュの飲食店と宿泊施設が混在している形式は、観光客の宿泊意欲を高め、長時間の滞在が見込める可能性を秘めており、食事や観光に対して、より満足度の高いサービスを提供することが可能となる。

オーベルジュ整備に向け、柔軟かつ高度な発想力を持たれた方を選定するため、公募型プロポーザル方式により提案を求め、この業務に最も適した委託先を選定することを目的とする。

## 2. 業務概要

- (1) 業務の名称 : 天川村オーベルジュ基本計画書作成業務
- (2) 業務の概要 : 別添「天川村オーベルジュ基本計画書作成業務、公募型プロポーザルに関する仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。  
※ 仕様書の内容は現時点での予定であり、打ち合わせの過程において変更する可能性がある。
- (3) 委託の期間 : 契約締結日から平成29年3月31日まで
- (4) 委託上限額 : 2,000,000円（消費税、地方消費税を含む）

### 3. 委託者選定方法

企画提案書及びプレゼンテーションによる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

### 4. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 天川村から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。
- (2) 地方自治施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 自己または自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当しないこと。また次の事項に掲げる者が経営に関与していないこと。
  - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
  - ② 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
  - ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）もしくは公職ある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - ④ 暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団密接関係者
  - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
  - ⑥ 天川村長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体
- (6) 平成 22 年度から平成 27 年度までの間に、国及び地方公共団体発注の類似した事業の実績があること。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (8) 本業務を一括再委託しない者であること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが、判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

(9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

## 5. スケジュール

項目	日程
プロポーザル公告	平成 29 年 1 月 24 日 (火)
参加申込書の提出期限	平成 29 年 1 月 24 日 (火) ~ 平成 29 年 1 月 30 日 (月)
質疑書の提出期限	平成 29 年 1 月 26 日 (木)
質疑書への回答	平成 29 年 1 月 27 日 (金)
企画提案者の選定	平成 29 年 1 月 31 日 (火)
企画提案書等の提出期間	平成 29 年 2 月 1 日 (水) ~ 平成 29 年 2 月 10 日 (金)
プレゼンテーション	平成 29 年 2 月 13 日 (月)
審査結果の公表	平成 29 年 2 月 14 日 (火)
委託契約締結	平成 29 年 2 月中の予定

## 6. 配布書類

### (1) 配布期間

平成 29 年 1 月 24 日 (火) から 平成 29 年 1 月 30 日 (月)

### (2) 入手方法

天川村役場に FAX 送信、その後、電子メールにて配信する。

※ FAX 送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

### (3) 配布書類一覧

- ・ 天川村オーベルジュ基本計画書作成業務公募型プロポーザル実施要領 (本要領)
- ・ 天川村オーベルジュ基本計画書作成業務公募型プロポーザルに関する仕様書
- ・ 質問書 (1号様式)
- ・ 参加申込書 (2号様式)
- ・ 業務実績書 (3号様式)
- ・ 業務体制表 (4号様式)
- ・ 使用印鑑届 (5号様式)
- ・ 企画提案書 (6号様式)
- ・ 参加辞退届 (7号様式)

## 7. 申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

### (1) 提出書類

① 参加申込書（2号様式）

② 会社概要書（任意様式）

※ 事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。

③ 業務実績書（3号様式）

④ 業務体制表（4号様式）

※ 契約締結後における業務の実施体制（管理責任者、主任技術者及び担当者の氏名、経験及び担当する業務等）について記載すること。

⑤ 業務体制全体図（任意様式）

※ 業務体制の全体がわかるものを提出すること。

⑥ 商業登記簿謄本（コピー可）

⑦ 印鑑証明書（コピー可）

⑧ 使用印鑑届（5号様式）

⑨ 国税・地方税に係る徴収金の滞納のないことの証明

⑩ 委任状（任意様式）※支店等を代理人とする場合

※ 商業登記簿謄本及び印鑑証明書は、提出日から3か月以内のものとし、写しを提出する場合は、必ず参加申込時に原本を提示すること。

### (2) 提出部数

提出部数は、正本1部とする。

### (3) 提出期間

平成29年1月24日（火）から平成29年1月30日（月）まで（閉庁日を除く）の午前8時15分から午後5時までとする。

### (4) 提出方法

直接持参または郵送

〒638-0392 奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地

天川村役場 地域政策課

電話番号 0747-63-0321

## 8. 質問及び回答

### (1) 提出方法

質問書（1号様式）に質問内容を簡潔にまとめ、FAX または電子メールにより提出すること。

※ FAX や電子メールには、質問の回数と会社名がわかるようにすること。

なお、質問書送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

(2) 提出期間

平成 29 年 1 月 24 日（火）から平成 29 年 1 月 26 日（木）午後 5 時までとする。

(3) 回答方法

平成 29 年 1 月 27 日（金）に FAX にて、質問の有無に関わらず、参加申込書の提出があった者全員に対して回答する。なお回答にあたって質問のあった事業者名は公表しない。また質問への回答は、本要項等の追加または修正とみなす。

(4) 質問書提出先 FAX 番号及び電子メールアドレス

天川村地域政策課 FAX 番号 0747-63-0329

電子メール chiikiseisaku@vill.tenkawa.lg.jp

## 9. 参加辞退届の提出

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、参加辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届（7号様式）

(2) 提出期限

平成 29 年 1 月 30 日（月）午後 5 時まで（郵送の場合は必着）

(3) 提出方法

直接持参または郵送（簡易書留郵便に限る）

(4) 提出先

天川村役場 地域政策課

## 10. 企画提案者の審査（企画提案者の選定）

(1) 審査の手順

参加申込のあった者について、担当課において提出書類を精査し、プレゼンテーション及びヒアリングを行う事業者（企画提案者）を選定する。

## (2) 選定結果

企画提案者の選定結果は、平成 29 年 1 月 31 日（火）に参加申込みをしたすべての事業者へ FAX にて通知する。この通知により選考された者が企画提案書を提出できるものとする。なお選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

## 11. 企画提案書等の提出

企画提案書は、「天川村オーベルジュ基本計画書作成業務、公募型プロポーザルに関する仕様書」を参考に作成し提出する。

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書（6号様式）及び企画提案書別紙（任意様式）

- a 企画提案書別紙（任意様式）については、5枚以内にまとめる。  
※ なお、提出期限後の企画提案書等の修正や変更は認めない。
- b アピールポイント等を簡潔にわかりやすく説明する。
- c その他、独自の提案がある場合は、添付可能とする。
- d 企画提案書の提出は、1者1提案とする。

#### ② 業務工程表（任意様式）

- a 実施スケジュールと役割分担等が具体的にわかるように提案すること。

#### ③ 見積書（任意様式）

- a 具体的な積算内訳の記載すること。
- b 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

### (2) 作成上の留意点

- ① 原則として、簡易な A4 サイズのバインダーで提出すること。
- ② 文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とすること。
- ③ フォントはゴシック体を使用すること。
- ④ 使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- ⑤ 提案書は、表紙、目次を除き、両面印刷とすること。なお A3 サイズの使用は極力控える。やむを得ず使用する場合は、片面印刷の横折込とすること。また複数ページとなるときは、ステーブラ等で固定すること。
- ⑥ 文書を補完するための写真、イラスト、表の使用は任意とする。
- ⑦ 提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- ⑧ 提案書の下段余白中央にページ番号を付けること。
- ⑨ 提案書の表紙には、タイトル（天川村オーベルジュ基本計画書作成業務提案書）

と提出年月日を記載し、正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。

- ⑩ 見積書の正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。
- ⑪ 提案書の各ページには、社名、商標等企業名が特定できる情報は記入しないこと。

(3) 提出部数

提出部数は、正本各1部、副本各8部とし、あわせてCD-ROM等の電子媒体(提出書類をPDFに変換したもの)を提出すること。

(4) 提出期間

平成29年2月1日(水)から平成29年2月10日(金)まで(閉庁日を除く)の午前8時15分から午後5時までとする。

(5) 提出方法

直接持参または郵送

(6) 提出先

天川村役場 地域政策課

## 12. プレゼンテーション

企画提案者に選定された者は、提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションは、非公開とする。

(1) 日時

平成29年2月13日(月)

詳細な日程は、対象者に別途通知する。

(2) 場所

天川村役場 2階 農林研修室

(3) 所要時間 (1時間程度)

企画提案プレゼンテーション 30分以内

質疑応答 20分程度

審査票による採点 10分程度

(4) 内容

先に提出した企画提案書の説明

(5) 出席者

3人以内とし、企画提案書に記載された管理責任者は必ず出席すること。

(6) 使用機器

パソコン使用の場合は参加者が持参すること。プロジェクター、スクリーンを使用する場合については、天川村が用意したものを使用すること。

(7) 使用資料

プレゼンテーションで使用する資料は、先に提出された提案書のみとする。

(8) 注意事項

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う団体を選定するためのものであり、企画提案書によって企画力や実現可能性、業務遂行能力などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

### 13. 審査

- (1) 審査は天川村指名審査会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。
- (2) 別に定める審査表に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。
- (3) 応募者が1社の場合であっても、選定会議を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。
- (4) プレゼンテーションの実施後、村が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

### 14. 審査結果

審査結果については、平成29年2月14日（火）に、プレゼンテーションを行ったすべての提案者へFAXにて通知する。

なお、審査結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

### 15. 契約の手続き

業務仕様書及び契約候補者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、契約を締結する。

なお、原則として契約候補者の企画提案書等の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。



## 16. 遵守事項

参加者が遵守事項のいずれかに違反したとき、又は不適正な行為をしたと認めるときは、失格とする。

- (1) プロポーザル実施において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、故意に粗雑にし、又は品質若しくは数量について不正の行為をしないこと。
- (3) 他の事業者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
- (4) 暴力団関係者を担当又は代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。
- (5) その他、天川村職員の指示に従うこと。

## 17. 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書の著作権は参加者に属するが、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (3) 企画提案書については、契約候補者の選定のために使用するものとし、公表はしない。ただし情報公開請求があった場合、天川村情報公開条例に基づき公開する可能性がある。
- (4) FAX や電子メールの通信事故については、天川村は責任を負わない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ① 参加資格の要件を満たさなくなった場合
  - ② 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ④ 見積額が委託料上限額を超えている場合
  - ⑤ プレゼンテーションに参加しなかった場合
  - ⑥ 選定の公平性を害する行為があった場合
  - ⑦ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 見積書、提案書その他プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。